

## 指定ごみ袋に関する今後の対応について

- 現在販売されている炭酸カルシウム添加の指定ごみ袋については、その強度や安全性について、改めて第三者機関である(財)化学物質評価研究機構の検査によりJIS基準等を満たしていることを確認した旨、契約業者であるトッパン・フォームズ(株)から報告があった。

したがって、ごみ袋としての一般的な利用については、特段の問題はないと考えるが、契約業者トッパン・フォームズ(株)が炭酸カルシウムの添加について、本市の承認を受けていなかったことは極めて遺憾である。

この間、契約業者の担当責任者を呼び、嚴重に注意するとともに、早急に誠意ある対応を行うよう厳しく求めた。

- 契約業者は、本市の求めを重く受け止め、製造業者との認識のずれから、炭酸カルシウム添加の事実を承知していなかったとはいえ、契約上の不手際があったことについて深く陳謝し、10月4日に次のとおりの申し出があった。

- ① 第2回発注分については、契約業者の認識として炭酸カルシウムを添加させない前提で契約したものであることから、炭酸カルシウムを添加しない製品に改めたい。
- ② 第1回発注分については、炭酸カルシウムの添加により製造コストが低下したこと及び混乱を招き仙台市に迷惑をかけたことに鑑み、当初想定した材質で製造した場合との差額相当分、約1,400万円を自主的に返納したい。

- 本市としては、第1回発注分の炭酸カルシウム入りの袋について、上述のとおりJIS規格適合が確認されたことから納品を認めるとともに、今回の契約業者の申し出について一定の誠意ある対応と評価し、了承する方向で協議中である。

なお、今後の発注にあたっては、仕様書のより一層の明確化を図るとともに、材質については、添加剤の有無に関わらず、材料配合表の提出とその検査報告を義務付け、本市自らが適時適切にチェックを行っていくこととしたい。